

第9回（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議
第14回庁内策定部会合同会議
次第

日 時：平成24年6月26日（火）
10時00分～
場 所：市役所3階第2会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

I プランと総合計画（実施計画）の関係について

II 施策の展開と総合計画（実施計画）の関係

III プランにおける施策と施策の展開

・策定部会長からの検討報告

4 閉 会

第9回策定会議で検討を行うこと

- 施策の展開にあたり、市民の側から実施できること、市民としてどのような市のしくみがあれば、事業を実施しやすくなるか。
- 市民参加・協働を段階的に発展させるための推進戦略について
～ゴールにたどりつくためにはどのような手順で実施したらよいか～

I プランと総合計画（実施計画）の関係

1. プランの策定の目的と位置付け

白井市では、市の将来像である「市民と築く安心で健康なまち しろい」を実現するため、平成18年度から平成27年度までの10年間の第4次白井市総合計画を策定し、その中間年度である平成23年度から第4次総合計画後期基本計画により様々な施策や事業を展開しています。

第4次総合計画後期基本計画を推進するための共通の取り組みとして、「市民参加・協働」により施策や事業を進めていくこととしています。

(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランは、第4次総合計画後期基本計画における事業等を「市民参加・協働」の視点から、市民参加の手法や協働の形態などを具体化するとともに、市民参加・協働の展開の「道しるべ(ロードマップ)」として位置付けます。

2. 計画期間

このプランの計画期間は、第4次総合計画後期基本計画と整合性を図り、平成24年度から平成27年度までを実施の目途とします。ただし、長期的な視点で取り組む必要のある事業については、第5次総合計画も視野にいれて取り組みます。

3. プランの内容

① 現状と課題

市民参加・協働を計画的に実施し、更に推進するため、白井市における市民参加・協働の現状と課題を明らかにします。

② 共通理解

市民参加・協働について、市民と行政が共通理解を深め、お互いに異なる立場や役割を認識することで、市民参加・協働を進めます。

③ 実効性（具体的施策）

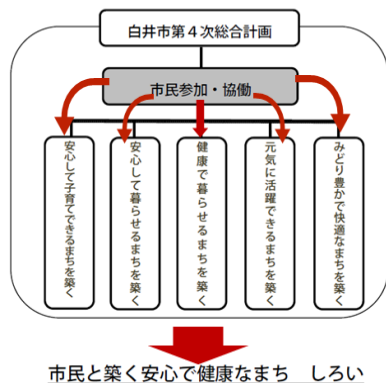
第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画（平成23年度から平成25年度まで）の全ての事業を市民参加・協働の視点で洗い出し、市民参加の手法や協働の形態などを具体化することで、計画の実効性を図ります。

④ 推進体制

事業を実施する際に、市民が市民参加・協働の視点から事業に関与できるしくみとともに、市民が市民同士で連携できるしくみをつくり推進します。

また、このプランを推進するための庁内組織とともに、自治会、市民活動団体、事業者などからなる推進体制を構築します。




プランによる総合計画推進のイメージ



プランの策定により、総合計画で示した市民参加・協働の取り組みを強めます。




II 施策の展開と総合計画（実施計画）の関係

1. 多様な市民とともに作る「参加」のまち

	実施計画事業	1
	実施計画関連施策	5
	提案施策	5




(1) 情報の活用と提供を充実させます

広報しろいやホームページなどの情報発信の内容について、市民が分かりやすくなるための工夫をするとともに、市の情報の管理体制の一元化を進めます。また、審議会などの会議も原則公開し、審議過程や結果について情報提供を進めます。

取 り 組 み		
1	ITを活用した情報提供の充実 ・様々な世代の市民が気軽に参加できるように、ITの活用による情報提供をすすめる。 【会議の一定期間ネット公開・市民が見やすいHPの作成】	
2	情報発信場所の拡充 ・銀行や商店などの人が集まる場所に市の情報提供スペースを設置。 【駅、郵便局、掲示板の情報提供スペースを改良】	
3	市民調査によるニーズの把握と分析 ・市の事業が市民からどのような評価を得ているか市民の視点で分析し、そのうえで、市民ニーズの把握と分析を市民と一緒に行う。 【行政マーケティング】【住民意識調査】【モニター制度】	

(2) 市民参加・協働の機会を拡充し、環境を整備します



平成16年に市民参加条例が制定されてから、7年が経過し、市は行政への市民参加に取り組んでいます。今後もより広く市民意見を市政に反映できるよう、計画立案、実施段階、評価段階への市民参加の機会を拡充します。

取 り 組 み		
4	各種委員会への市民公募委員の増員	
5	参加型会議手法の採用 ・委員や参加者の意見を積極的に引き出すため、市民参加しやすく、また意見を述べやすい会議手法を積極的に採用する。 【ワークショップ形式における会議の採用】	
6	市の内部会議（決定機関）の公開 ・決定過程における情報公開を進めるため、市の内部会議のうち政策会議や調整会議などの決定機関として位置づけている会議について、既に実施している検討結果の公開を更に進め、検討過程を公開する。	

(3) 市民参加の制度を研究します

市民が、行政や市民・地域活動へ参加しやすくなるように、市民参加制度の充実・改善に向けて先進的な市民参加制度の研究を行います。




また、市民参加のためには、あらかじめ議論と対話により、お互いの目的を共有し、役割、責任を明確にすることが必要です。お互いが持つ情報について、対話を行うことができる環境の整備を拡充します。




取 り 組 み	
7 無作為抽出による市民参加の実施 ・住民基本台帳から無作為抽出した市民に委員や参加を依頼する無作為抽出による市民参加の手法を研究し、各課の事業において実施する。	
8 ITを活用した市民参加の方法の研究 ・市民が市役所以外で、市の施策に意見を述べ市政に参加することができるようなITを活用した市民参加のしくみを研究する。 【電子掲示板・Twitter・Facebookなどを利用した市民参加の方法の研究】	

(4) 市民が市の行政活動について知る・学ぶ機会を増やします

市民が、行政参加をする時は、個人の利益だけではなく、地域や市の利益を考えながら、参加することが求められています。

市は、行政活動について市民が学習する機会をつくとともに、市民が行政活動を理解しやすくなるための工夫を行います。





取 り 組 み	
9 なるほど行政講座の充実	
10 テーマ別市民推進員の養成 ・事業を広く展開するために事業に興味・関心のある市民を普及のための推進員に任命し、市民とともに事業展開する。(介護予防推進員)	
11 事業説明・発表会の開催 ・市が今後どのような事業を実施する(した)のか、改善したのかなどの市が実施する(した)事業について、市民に向けて説明・発表会を行う。	

	実施計画事業	9
	実施計画関連施策	3
	提案施策	12

2. みんなで地域をつくる「自治」のまち








(1) コミュニティ意識の向上を図ります

市民が、地域コミュニティ意識を高めるため地域について学習する機会を拡充します。

取 り 組 み		
1 2	美しい景観形成の推進	
1 3	市のPRの推進	
1 4	地域の魅力発見と学びの機会の強化 ・市民が地域に愛着を持つよう、市民が地域の歴史や地域の取り組みを学び、地域の魅力を再発見するための学びの機会を更に充実させる。 【市民大学校】	
1 5	子ども世代の地域との関わりの強化 ・子どものころから、地域を意識し愛着を持てるように小中学校の学校教育で、地域や自治会との関わりをもつ機会を増やす。 【地域と合同の清掃美化活動・防災訓練】	



(2) 地域の様々な人々や団体が地域活動に参加できるようにします。

市は、市民参加条例の取り組みにより、市民の行政活動への参加を推進しています。今後は、行政活動への参加に加えて、市民活動やボランティアなどのテーマ型活動とともに、自治会活動、地区社会福祉協議会の活動などへの参加を積極的に推進します。

取 り 組 み		
1 6	団塊シニア世代の活動支援方針の作成 ・団塊シニア世代が、地域社会の担い手となることができるように市が支援するための方針を策定する。	
1 7	自治会の加入促進	
1 8	公益的市民活動団体の育成	
1 9	市民活動推進センターの運営強化 ・個人・市民活動団体への情報提供、交流機能に加えて、団体間相互の連携・協力をコーディネートし、中間支援施設としての役割を担う。	
2 0	市民活動推進センターの機能強化 ・市民個人や市民活動団体、地域コミュニティ団体、市相互の情報発信、交流、調整機能を担う組織として市民活動推進センターを位置づけし、団体の中間支援機能に加えて地域の様々な人々が情報交換や交流の場として、自由にオープンに活用できるようにする。	
2 1	表彰・市民活動認証制度 ・公益的な市民活動について、市が認証を行うことで団体の活動を市が担保する。また、既に公益的な市民活動を行っている団体や人を表彰することで、今後更に市民活動に取り組む人が増えることを目指す。	
2 2	市民活動保険の創設 ・市民活動（損害・賠償）保険を市がまとめて加入することで、市民が市民活動を行う際に参加しやすい環境を整備する。	












(3) 地域のリーダーになる市民を育成します




地域における市民活動や地域活動が広がるためには、いろいろな団体や人をつなげる市民や団体が必要です。市は、地域の人や団体の架け橋となり、地域の様々な団体が参加する活動をコーディネートできる市民を育成します。

取 り 組 み	
23 地区コミュニティリーダーの養成 ・地域で、合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう調整する役割を担える地区コミュニティのリーダーを養成するため市民や自治会員を対象とする講座を実施する。【市民ファシリテーター】	
24 市民活動コーディネーターの養成 ・市民間、団体間の活動をコーディネートできる市民を養成するため市民を対象とする講座を実施する。	

(4) 地域の課題解決のための地域のしくみと環境をつくります

小学校区などの広域な区域において、自治会を中心とした様々な市民団体が集まることで、情報の共有が図れ、地域の課題解決のきっかけとなります。市は今後とも地域課題の解決のため、自治会を中心とした地域のネットワークを推進します。また、地域事業者が、地域の一員として地域コミュニティや市民活動団体、行政と交流を深めるためのきっかけづくりを支援します。




取 り 組 み	
25 地域のまちづくり計画策定推進事業 ・小学校区などの広域なエリアで、地域特性を基礎としたまちづくりの計画を策定する	
26 地域活性化推進事業 ・自治会等長意見交換会をきっかけとして、地域の課題について話し合う環境の場を提供する。	
27 まちづくり推進事業 ・地区のまちづくり計画を策定し、推進する。	
28 地域の特性と課題を活かしたコミュニティ形成のあり方の検討 ・市は地域が地域の特徴について勉強する機会を支援するとともに、地域と一緒に地域のあり方や資源について調査する。	
29 地域課題を主体的に解決する協議会（まちづくり協議会）の創設 ・小学校区などの広域なエリアで地域課題に解決のできる協議会組織を創設し、運営を支援する。	
30 地域担当職員の配置 ・地域担当職員を配置し、地域の課題解決を支援する。	
31 地域づくり支援交付金の創設 ・市が地域に交付している様々な補助金・交付金を一括化し、地域が自由に利用することができる交付金の制度にあらためる。	
32 地域づくりの担い手が集うフォーラムの開催	
33 地域コミュニティ活動支援のための財源確保策の検討 ・公益信託制度、1%支援、地域コミュニティ税など地域コミュニティの活動を支援するための財源確保のしくみを検討する。	
34 企業の社会貢献活動支援策の検討 ・企業が社会貢献（CSR）のため行っている地域活動を市が広報することで、企業が社会貢献活動を実施しやすい環境をつくる。	
35 空き店舗などの民間施設の有効活用 ・市民団体が拠点として空き店舗などを利用する際に有利な条件で借り受けできるようにする。	

	実施計画事業	2
	実施計画関連施策	2
	提案施策	8

3. 共有と信頼で築く「市民協働」のまち





(1) 協働のしくみづくりを検討します

環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流など、さまざまテーマにより専門性を活かした公益的な市民活動が増えてきており、今後は、市民との協働のまちづくりを進めるための総合的なしくみづくりに取り組めます。また協働の目的を明確にし、活動の結果や成果がどうだったのか、一定の基準に沿って評価し、見直すしくみを整備します。

取 り 組 み	
36 協働のルールづくり ・市が今まで取り組んできた協働について整理するとともに、これからの協働のまちづくりを段階的に広げ、市民参加・協働のまちづくりを目指す。 【(仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業】	
37 市民参加、協働の外部評価の実施 ・市と市民の協働事業における評価について、市の評価に加えて、協働のパートナーである市民からの評価として公開による外部評価を行う。	
38 市民協働に対応した庁内組織の改変 ・協働を全庁的、全市的に実践するために、市は協働に関係する組織の強化と併せて、協働における相談窓口を拡充するなど市民ニーズや課題に対応することが可能となるための組織を目指す。	






(2) 協働のモデルづくりを行います

市民、地域、事業者と市の市民参加・協働の効果が非常に高い事業をモデル的に実践します。また、協働と行政改革の観点から市が実施している事業について、市民活動団体や事業者等からの事業提案をしてもらい提案型協働事業制度を創設します。

取 り 組 み	
39 民間活用による協働事業の実施 ・行政改革の観点から、市の事業において、市民が単独で実施することを希望する事業について市民が選択できるしくみをつくる。 【(仮)アウトソーシング計画による公共サービスの民営化】	
40 提案型協働事業制度の拡充 ・既存の事業や新規の事業において、市民が市と協働して、または市が市民と協働して事業を実施したい場合に、市民、市いずれの提案であっても協働して事業を展開することができるしくみをつくる。	
41 協働モデル事業の実施 ・協働を実践するために、防犯活動や防災活動などの市民の関心が高い、若しくは市と地域が一緒に取り組みやすい事業において、モデル事業として取り組み、協働の実践事例を増やす。	
42 協働の手引き書の作成と情報発信 ・これから協働により事業を展開する際に参考となるように、協働の事例や協働による事業実施の注意点について記載した協働の手引き書を作成し、市職員や市民に対して紹介する。	

(3) 職員の意識改革・能力形成と職場環境をつくります

職員全員に市民参加・協働によるまちづくりについて考え、行動することができるよう、今後とも職員研修会など通じて意識改革を行います。
市と地域をつなぐ協働のコーディネーターとして専門的な知識や技能を持った職員の育成を行います。

取 り 組 み	
4 3 コーディネート型職員の育成 【協働研修の実施】 【会議運営・ファシリテーション手法の研修の実施】	
4 4 庁内市民協働推進会議・推進員制度の創設 ・市の組織として全市的に市民協働に取り組むため、市民協働推進会議を設立する。各課に市民協働推進00員を配置し、各課で実施する事業において積極的に協働事業に展開に取り組む。	
4 5 NPO・ボランティア活動体験研修の実施	
4 6 ボランティア休暇制度の拡充（地域活動休暇制度）	
4 7 勤務評定への地域コミュニティ活動実績の反映	

たたき台

実施計画事業 8
 実施計画関連施策 10
 提案施策 18

Ⅲ プランにおける施策と施策の展開

第一段階：第4次総合計画後期基本計画で実施する施策

【多様な市民とつくる参加のまち】

	実施計画	計画関連	提案
1 ITを活用した情報提供の充実		○	
2 情報発信場所の拡充		○	
3 市民調査によるニーズと把握の分析			○
4 各種委員会への市民公募委員の増員		○	
5 参加型会議手法の採用			○
7 無作為抽出による市民参加の実施		○	
8 ITを活用した市民参加の研究		○	
9 なるほど行政講座の充実	○		
10 テーマ別市民推進員の養成			○
11 事業説明・発表会の開催			○

【みんなで地域をつくる「自治」のまち】

	実施計画	計画関連	提案
12 美しい景観形成の推進	○		
13 市のPRの推進	○		
14 地域の魅力発見と学びの機会(市民大学校)の強化	○		
15 子ども世代の地域との関わりの強化			○
17 自治会の加入促進	○		
18 公益的市民活動団体の育成	○		
19 市民活動推進センターの運営強化		○	
21 表彰・市民活動認証制度			○
22 市民活動保険の創設			○
23 地区コミュニティリーダーの養成		○	
24 市民活動コーディネーターの養成			○
26 地域活性化推進事業	○		
28 地域の特性と課題を活かしたコミュニティ形成のあり方の検討		○	
32 地域づくりの担い手が集うフォーラムの開催			○
34 企業の社会貢献活動支援策の検討			○

【共有と信頼で築く「市民協働」のまち】

	実施計画	計画関連	提案
36 協働のルールづくり	○		
37 市民参加・協働の外部評価の実施			○
38 市民協働に対応した庁内組織の改変			○
40 提案型協働事業制度の拡充		○	
41 協働モデル事業の実施			○
42 協働の手引書の作成と情報発信			○
43 コーディネート型職員の育成		○	
44 庁内市民協働推進会議・推進員制度の創設			○
45 NPO・ボランティア活動体験研修の実施			○
46 ボランティア休暇制度の拡充			○
47 勤務評定への地域コミュニティ活動実績の反映			○

第二段階：長期的に取り組み、実施していきたい施策
【多様な市民とつくる参加のまち】

実施計画事業 4
実施計画関連施策 0
提案施策 7

	実施計画	計画関連	提案
6 市の内部会議（決定機関）の公開			○

【みんなで地域をつくる「自治」のまち】

	実施計画	計画関連	提案
16 団塊シニア世代の活動支援方針の作成	○		
20 市民活動推進センターの機能強化			○
25 地域のまちづくり計画策定推進事業	○		
27 まちづくり推進事業	○		
29 地域課題を主体的に解決する協議会（まちづくり協議会）の創設			○
30 地域担当職員の配置			○
31 地域づくり支援交付金の創設			○
33 地域コミュニティ活動支援のための財源確保策の検討			○
35 空き店舗などの民間施設の有効活用			○

【共有と信頼で築く「市民協働」のまち】

	実施計画	計画関連	提案
39 民間活用による協働事業の実施	○		